収受日		分類	05-03-03
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和4年 9月21日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 主事（２級） 杉崎 徹
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	非公開		
不開示理由	第５条第２項第1号 個人情報		
件名	連絡票（海山時間の請求について）		
公開件名	連絡票		
要旨			

供覧者

供覧者	障がい福祉係	主事補	小宅 友理	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（２級）	保川 真樹	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	松田 あゆみ	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	黒澤 大輔	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主任	山口 翔太郎	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主査	松永 典子	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主任	杉山 正彦	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	栗原 富士子	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	雲林 隆継	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	廣川 忠幸	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	須藤 典久	供覧済み

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

連　絡　票

添付1

件名	海山時間の不正受給疑義について
日時	2022.9.20（火）　9：30-10：30
場所	市役所会議室
相手方	葉山児童デイ　結 [redacted]
参加者	雲林障がい福祉課長・栗原障がい福祉係長・杉崎主事
記録者	杉崎
報告日	2022.9.21
内容	概要 海山時間が実施していない放課後等デイサービスの新型コロナ予防の代替支援の請求をしているのではないか。 経緯 海山時間と結を利用している葉山在住の児童の保護者から夏休み中については、新型コロナ予防の観点から利用を控えたいとの連絡が結にあった。 上限管理事業者の海山時間から７月利用分の上限管理結果票を受け取ったところ、海山時間を７日間利用していた。 結には新型コロナ予防の観点から利用を控えると保護者から連絡があったが、海山時間は利用しているので、結の提供するサービス等に落ち度があったのかと感じ、両親に確認をしたところ、１日は利用したが、７日も利用していないとのことであった。（新型コロナ代替にあたる支援も実施されていない。） 不審に思い、結の請求担当から海山時間の桑原氏へ確認を取ったところ、新型コロナの代替支援を実施したとのことであった。 逗子在住の児童でも同様のケースが発覚。 （以下は結が保護者から聴取した内容） ● 新型コロナの代替支援を実施していないが、サービス提供実績記録票にサインするよう言われた。 ● 新型コロナ関連で休んだ場合は事務手続き上出席扱いとなっているが、料金は発生しないと言われた。 （自己負担額は発生しないという意味だと推察される。） ※「海山時間からのLINE」参照 ● HUGというアプリで実績を見ることができるが、７月利用分としてサインした際にはサービス提供実績記録表に載っていた7/25（月）の実績が消されている。 ※「HUGアプリ　2022.7月利用実績」参照」 対応 神奈川県・葉山町と協議し、今後の対応を決定する。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

添付2

3/31(木)

海山時間 ([redacted])

🔔このラインは皆様にお送りしております。🔔

保護者の皆さまへ
いつもお世話になっております。
サービス提供実績記録票へのサインはお済みでしょうか？
今月以前もサインをお忘れの方もいらっしゃいますので、一度チェックをお願いいたします。マイページのサービス提供実績記録票から見られます。
コロナ関連でお休みされた方は、事務手続き上出席扱いとなっております。料金は発生いたしません。サインをお願いいたします。
それ以外の理由でご欠席された日にもサインをお願いいたします。
海山時間 [redacted]

12:59

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

添付3

令和04年07月分

放課後等デイサービス提供実績記録票

受給者証番号	[redacted]	給付決定保護者氏名（児童氏名）
契約支給量	6日	

日付	曜日	サービス提供実績						
		サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算		家
						往	復	時
11	月		1	13:42	17:36	1	1	

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

添付4

国保連下り放課後等デイサービス提供実績記録票

令和4年9月20日

点検結果　正常　　市町村番号　142083　　令和4年8月受付　　令和4年7月提供分

受給者証番号	[redacted]	受給者名	[redacted]	障害児名	[redacted]	事業所番号	1452500083
契約情報	放課後等デイ		6日	事業所名称			

日付	曜日	サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算 往	送迎加算 復	家庭連携加算 提供時間	家庭連携加算 算定時間	事業所内相談支援加算	医療連携体制加算	備考
11	月		1	13:42	17:36	1	1					
25	月		2	10:00	10:35							

サービス提供実績記録票情報（基本）	実績送迎加算	家庭連携加算 提供回数	家庭連携加算 算定回数	事業所内相談支援加算	医療連携体制加算
	2				

保育・教育等移行支援加算　　移行日　　移行後算定日

様式種別番号：0501　（サービス提供の状況）8:欠席（欠席時対応加算）

提供形態　1:授業の終了後，2:休業日

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

1-②

(5)

令和5年2月14日
監査グループ

障害福祉サービス事業所への聞き取りについて

【日　　時】令和5年2月14日（火）午前10時～12時
【場　　所】逗子市久木4-17-12
【事業所名】海山時間
【法 人 名】合同会社レインボークロウ
【相 手 方】管理者　桑原潔、児童発達支援管理者 [redacted]
【対 応 者】監査グループ　青木GL、頼住副主幹
【内　　容】

1　状況確認について

青木GL　　送迎加算を請求されているようだが、どのように行っているのか。
桑原管理者　1日3往復している。20～30分くらいのルート、40～50分くらいのルートがある。平均で9.6人利用している。
青木GL　　利用児童はどちらからいらしているのか。
桑原管理者　逗子、葉山、鎌倉市から1名いる。
青木GL　　登録者数の内訳は。
桑原管理者　逗子市28人、葉山町11人、鎌倉市1人である。
青木GL　　実績記録を見せてほしい。
[redacted]児発管　出力していないので、パソコンでお見せする。
○　8月3日、10日 [redacted] さんの代替支援記録なし
○　8月2日代替支援をしているが、加算ナシは記録もない
○　8月は9日間請求、実際は2日（送迎加算有）
○　自己負担分について、6月～8月は保護者未払いとなっている。
　未払いについては、入力ミスかもしれないので、事業所内で確認をする。
　なお、利用時間は35分間であった。
○ [redacted] さん　請求は1回分だが、実績記録によると8日間利用している。

（今後の対応について）
○　実績記録と請求が異なる事例があるため、再度日程調整のうえ確認する。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

9

令和５年３月２日
監査グループ

障害福祉サービス事業所への聞き取りについて

【日　　時】令和５年３月２日（火）午前９時30分～11時30分
午後17時30分～19時

【場　　所】逗子市久木4-17-12
【事業所名】海山時間
【法 人 名】合同会社レインボークロウ
【相 手 方】管理者　桑原潔、児童発達支援管理者 [redacted]
【対 応 者】監査グループ　青木ＧＬ、頼住副主幹
【内　　容】

1　状況確認について（午前中）対応者　桑原管理者
○　前回の実績記録から、修正されている。
○　また、実績記録と請求が一致していない。
○　桑原管理者は請求のみを行っているため、他のことはわからない。
○　[redacted]児発管が戻っていから、再度確認する。

2　状況確認について（午後）対応者[redacted]児発管
○　欠席した場合と、コロナ感染の時に連絡している。
○　在宅支援を行い、電話してどうなったのか、過ごし方を聞く（記録はとっていない）
○　欠席加算Ⅱに該当する方については、調べてみないとわからない
○　２月の実地指導から今回までに記録を修正したが、根拠はない
○　保護者へのサインについては、私がサインした。
○　利用者から利用者負担を取りたくないと[redacted]から説明を聞いていたが、県の話を聞いていると個人の利用料負担が生じることに今気が付いた。（桑原管理者）

（今後の対応について）
○　だれの指示で記録の改ざんをしたのか[redacted]児発管に聞き取る。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

1-④

(10)

1/2

令和5年3月9日
監査グループ

障害福祉サービス事業所への聞き取りについて

【日　　時】令和5年3月9日（火）午前9時30分～10時30分
【場　　所】県庁42会議室
【事業所名】海山時間
【法 人 名】合同会社レインボークロウ
【相 手 方】管理者　桑原潔
【対 応 者】監査グループ　青木ＧＬ、頼住副主幹
【内　　容】

1　事前の質問について

○ [redacted]児発管が来庁できないのであれば、次の3点について質問をする。
回答の準備をし、3月9日9時半までに来庁してほしい。

(1) 実績記録票に記載の在宅支援について、利用者に費用面での負担をかけさせないと発言していることは何故か。

(2) 2月14日訪問時と3月2日訪問時で実績記録票を変更している理由及び利用者の保護者のサインがあるが、いつもらったのか。

(3) コロナ禍の利用者負担を生じさせないよう主導したのは誰か。

2　回答

(1) 電話で支援しているため記録なし。記録を残していないことがダメだと思う。

(2) 正確な情報を作成しようと複数回変更した。
サインは、[redacted]さん(利用者の保護者)に確認するのが悪くて、[redacted]児発管がサインした。

(3) [redacted]児発管から相談を受け、管理者である私が理解していなかった。
[redacted]児発管と桑原管理者合意の上行っている。

3　管理者から聞取り

青木ＧＬ　桑原管理者が障害福祉サービスの詳細を知らないことを、[redacted]児発管が知っていたのでは？

桑原管理者　話していないのでわからない。[redacted]児発管を信用している。

青木ＧＬ　葉山町在住の[redacted]さんのケースで、8月は25日1回のみ利用実績を把握している。
それ以外に実績がないと葉山町が答えているが、なぜそれ以外にも請求しているのか。

桑原管理者　正確な情報で実績を作成しようとした。

青木ＧＬ　2月14日時点が正しいと思う。なぜ8日間分を実績がなく請求したのか。

桑原管理者　不正のつもりはない。請求を上乗せしようということはない。
事業所内の体制をしっかりして次の段階に進みたいと思っている。

○ サービス提供実績の個別抽出で、状況の確認とれなくなぜ請求されているのかの疑

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

問が解消されないので、[redacted]児発管から話を聞きたい。

○　経理は桑原管理者が行っており、職員への給料は毎月定額で支給している。

○　指定障害児通所支援事業所等給付費が多く事業所に入ってきたからといって職員へ給料を多く払うこともない。

○　利用者に、在宅支援であっても利用者負担を生じさせないと考えて記載した文章をラインで送付している。これがなぜなのかを確認しないと海山時間についての実地指導は終わらない。

○　逗子市からコロナ禍における在宅支援の請求方法について文書があり、ちゃんと読んでいなかったのが悪いが、利用者から負担金を取らないといけなかったのを間違えていた。

○　利用者の保護者へのサインの誘導について、[redacted]児発管に関しては何とも言えない。

○　実績がないのに[redacted]児発管がサービス提供実績記録票を整理し、桑原管理者が請求している。上限管理で利用者の保護者に負担を求めないこともある。しかし、特定の時期、特定の方でなく、かなりの件数にのぼっており、確認せざるを得ない。

（今後の対応について）

○　[redacted]児発管に聞き取りをしたいので、都合の良い日時に事業所で聞き取りを行う。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

1-⑤ 1/2 ⑤

令和５年４月 20 日
監査グループ

障害福祉サービス事業所への聞き取りについて

【日　　時】令和５年４月 20 日（木）午前 10 時～10 時 30 分、午後 17 時～17 時 30 分
【場　　所】海山時間
【事業所名】海山時間
【法 人 名】合同会社レインボークロウ
【相 手 方】管理者　桑原潔
【対 応 者】監査グループ　青木ＧＬ、頼住副主幹
　　逗子市　課長、栗原係長、杉崎職員
【内　　容】

1　書類確認結果

○　事業所提出の書類と逗子市にある実績記録票を突合した。
　①　送迎加算の理由
　②　時間変更の理由
　③　サインを利用者の保護者等からもらっているのか
　④　利用者［redacted］さん）のサインに取り消し線があるがこれは何故か。
　⑤　実態のない請求があるのは何故か。
○　今年度から減算となる身体拘束の指針等は作成していないことを桑原管理者から口頭にて確認した。
○　法人としては、放課後等デイサービス及びそれに係るイベントを行う法人である。

2　事業者への聴き取り

県　今回のような請求を行った理由は何か。
　新型コロナのため、在宅で支援する場合には、市だけではなく、
　利用者にも負担がある。
事　間違えていた。支援の記録はない。この制度をわからずにやっていた。
　児童通所給付費の精算はする。
県　何が目的で、実績のない請求をしたのか。
事　職員の給料が増えることはないし、特にメリットはない。
県　利用者（［redacted］さん）の実績記録の署名は、保護者はしていない。誰がやっているのか。
事　児童発達支援管理責任者の［redacted］が書いた。他にはないと思う。
県　ＳＮＳでの案内は児童発達支援管理責任者の［redacted］さんがしているが。なぜこのようなＳＮＳを利用者保護者に送ったのか。
事　利用者に負担をかけさせないためにした。
県　そんな制度はどこにもないのだが。
県　実際の在宅での代替支援の実績はあるのか。
事　ないと思う。間違えは認める。
県　この請求は誰が主導したのか。代表か。［redacted］児童発達支援管理責任者か。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

事　[redacted]と相談して行った。
県　サインの改ざんは利用者の[redacted]さんだけか。何故か。代表が指示したのか。
　　このことは、刑法も絡むかもしれないので、聞いておきたいが。
事　自分は指示していない。
県　では、[redacted]児童発達支援管理責任者が、独断で、サインを改ざんしたとのことでよいか。
事（無言）
県　[redacted]児童発達支援管理責任者から話を聞きたいのだが、昨夜、時間外に一方的に持論を展開されたので、まずは、明日、事業所でお話を聞きますとしたが不在なのか。
事　体調が悪いとのことで、急きょ休みとなった。また体調の問題からしばらくの間、聴取等の対応はできないとのことである。
県　[redacted]児童発達支援管理責任者に聞かないとわからないこともあるので、話を聞きたいと思っている。なお、代表が、[redacted]氏に聴き取りを行って、我々に説明いただく方法でもよいが。
事　考えてみる。

（今後の対応について）
○　不足書類（R4.11月分及びR3.3月～R4.2月分）を郵送等で送ってほしい。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

1-⑥

令和５年７月 10 日
監査グループ

1/2

障害福祉サービス事業所への聞き取りについて

【日　　時】令和５年７月 10 日（月）午前 10 時～11 時
【場　　所】県庁東庁舎（31 相談室）
【事業所名】海山時間
【法 人 名】合同会社レインボークロウ
【相 手 方】管理者　桑原潔、[redacted]職員
【対 応 者】監査グループ　青木ＧＬ、頼住副主幹

【内　　容】

事業者への聴き取り
○県　●桑原　[redacted]

○　事実を正確に把握したいと思っている、核心部分の[redacted]さんの話が聞けない
●　現状では困難。診断書が変われば違うかもしれないが。
　説明が必要であれば、私が説明する。
○　論点を整理したい
・まず、在宅支援の在り方、請求で不正があったと思っている。
・サービス提供がされていないのに請求していた。これは不正である。不正であることを認識して請求していたと認識せざるを得ない。
・少なくとも逗子市で 160 件、葉山町で 40 件くらいある。なぜこれをしていたのか。
・児童発達支援管理者は、サービス提供がされていないのに在宅支援の例外的な取り組みとして自己負担生じないというやりとりをしていた。知識が分からないでしているのでなく、踏み込んで行っている。さらに、働きかけを保護者にした実績を改ざんするケースもあると承知している。
・[redacted]さんから話を聞く機会を取れないので、不正の方向で見ていかざるを得ない。
・児童発達支援管理者から話を聞けない、この状態を特異に感じている。
　健康状態は悪いが、児童発達支援管理責任者の仕事はしている。
・監査では、当事者に聞くことになっているが、出頭せず、質問に回答はない。
　不正請求について、合理的理由があるとは思えないし、話が聞けないことにについても監査結果で触れざるを得ない。
・監査結果は軽いものではなく、行政処分も考えざるを得ない。障害児通所給付費の返還は、どうする考えなのか、動くのか動かないのか？
●　在宅請求は、時間や内容の記録がなく要件を満たしていないのは、そのとおりである。
　理解が足りなくて、利用者からもらえないよねと事業所内で話したのも事実である。
　不正請求については、それぞれの自治体に行って返還したいと思っている
○　在宅支援の知識が十分でなかったとしているが、[redacted]さんから事情を聞けるのであれば知識がなかったとの説明が成立するのかもしれないが、[redacted]さんが証言されないので、知識がなくて起きたとは判断できない。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

1-⑥
2/2

○ 話は聞かせていただいているが、今できることとして、逗子市、葉山町に出向いて返還に向けた話し合いをしていただきたい。返還は、代表の桑原さんが動いていただきたい。
● 重ねての話になるが、[redacted]に会うのは厳しい
○ 不正かもしれないので、事情を聞かせてほしいとしてきた。
法人として認識していることは桑原さんから聞いた。
お金が絡んでいるので、他の機関が動くかもしれない。
● 利用者にとって良かれと思ってやった
○ 悪いことをしてしまった、不正をしたとの認識なのか。
● よくわかんなかったが一番。
■ 実際、私はわからないこと。
○ 誰の指示か明らかにしてもらえばいい、だから[redacted]さんに話を聞きたいと言ってきた。
■ 子どもとかかわりを持つにあたってのスタッフの配置をしている、子供にかかわるスタッフであり子供を通わせる親でもある他の放デイだとこれをやりましょう、また頑張らなければならず暴れてしまう。うちは、やりたいことをやらせる　療育的なことを考える事業所。険しい顔の子が笑顔でいる場がある事業所
○ 共有できればよかったのかも、役割分担がうまくいかないと　体制を見直していただきたい。今日以降動いてほしい(各自治体に)
● 行政的な不正請求　不正請求儲けてやろうとしてやったのではない　的確に守っていく体制を取りたいと思っている。
○ まずは、柏木さん(葉山町)　杉崎さん(逗子市)に連絡を取って返還に向けた対応を進めること。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

収受日		分類	05-03-03
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和5年 4月20日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 主事（３級） 杉崎 徹
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	公開		
不開示理由			
件名	監査の実施について（海山時間）		
公開件名	監査の実施について（海山時間）		
要旨			

供覧者

供覧者	障がい福祉係	主事補	篠原 葵	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（２級）	小宅 友理	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（２級）	保川 真樹	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	松田 あゆみ	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主任	山口 翔太郎	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主査	松永 典子	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	栗原 富士子	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	黒川 恭祐	供覧済み

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

障サ第1121号
令和5年4月20日

逗子市障がい福祉課長　様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（　公　印　省　略　）

監査の実施について（通知）

このことについて、児童福祉法第21条の5の22第1項の規定に基づき、別紙のとおり監査を実施しますので通知します。

問合せ先
監査グループ　頼住
電　話　045-210-4736
ﾌｧｸｼﾐﾘ　045-201-2051

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

障サ第1121号
令和５年４月20日

合同会社レインボーグロウ代表者　様

神奈川県知事　黒岩　祐治

監査の実施について（通知）

このことについて、貴法人が運営する指定放課後等デイサービス事業所について、児童福祉法第21条の５の22第１項の規定に基づく監査を実施しますので通知します。

１　監査実施事業所
（事 業 所 名）海山時間
（事業所番号）1452500083
（事 業 種 別）放課後等デイサービス

２　監査の日時及び場所
（日時）令和５年４月20日（木）　10時00分～
（場所）事業所内

３　その他
状況に応じ、上記日程以降も法人本部等及び事業所に立入ること並びに従業者に対して出頭を求めることがあります。

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課監査グループ
頼住
電　話　045-210-4736
ﾌｧｸｼﾐﾘ　045-201-2051

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

収受日		分類	05-03-03
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和6年 1月29日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 主事（３級）　杉崎 徹
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	公開		
不開示理由			
件名	監査結果の通知について（県→海山時間）		
公開件名	監査結果の通知について（県→海山時間）		
要旨	県から別途TELあり。 当内容について説明した際に、異議等の発言はなかったとのこと。		

供覧者

供覧者	障がい福祉係	主事補	篠原 葵	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（２級）	小宅 友理	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	松田 あゆみ	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主任	山口 翔太郎	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主査	松永 典子	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	栗原 富士子	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	黒川 恭祐	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	廣末 治	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

障サ第 2118 号
令和６年１月 29 日

関係市町村障害福祉課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（ 公 印 省 略）

監査の実施結果について（通知）

このことについて、児童福祉法第 21 条の５の 22 第１項の規定に基づき監査を実施しましたので、「指定障害児通所支援事業等の指導監査について」（平成 26 年３月 28 日障発 0328 第４号）に基づき、別紙のとおり監査の実施結果を通知します。

なお、本件、監査結果について、県民から情報公開請求があった際は、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、神奈川県情報公開条例第８条に基づき、本県では、存否応答拒否として対応する場合があります。

ついては、貴職におかれましても、本県が提供した監査結果について、慎重に御判断いただき対応くださいますようお願いします。

問合せ先
監査グループ 青木 頼住
電話 045-210-4736
ﾌｧｸｼﾐﾘ 045-201-2051

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗 子 市

障サ第2118号
令和６年１月29日

合同会社レインボーグロウ　代表者　様

神奈川県知事　　黒岩　祐治

監査の実施結果について（通知）

令和５年４月20日ほかで実施した児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号、以下「法」という。）第21条の５の22第１項に基づく監査の結果、貴法人が運営する指定障害児通所支援事業に係る指定を取り消すことが相当と判断したので、通知します。

１　監査を実施した事業所

（１）事業所名（事業所番号）
海山時間（1452500083）

（２）所在地
逗子市久木４－１７－１２

（３）指定日
令和３年３月１日

（４）指定障害児通所支援事業
放課後等デイサービス

２　監査結果

（１）障害児通所給付費の請求に関する不正を行った

令和５年４月20日ほかで実施した海山時間（以下「当該事業所」という。）での調査や、逗子市及び葉山町（以下「関係自治体」という。）より提出された書類の照合の結果、以下について不正があることを確認した。

ア　当該事業所は、令和３年９月から令和５年３月までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として認められていた、電話等による代替支援（以下「代替支援」という。）について、実際には、サービスを提供していないにも関わらず、児童33人、延べ237日分について、放課後等デイサービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を関係自治体に請求していた。

この件について、当該法人の代表者に確認をしたところ、事実と認めた。

イ　当該事業所の児童発達支援管理責任者は、代替支援を実施していないにもかかわらず、児童の保護者に対して、「新型コロナ対応として、必要なことであり、利用について自己負担は生じない」などと事実とは異なる内容を説明した。その上で、架空の放課後等デイサービス提供実績記録票を作成し、放課後等デイサービス提供実績記録票の署名について、同意を得ようと、SNSを通じ働きかけた。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

ウ　児童発達支援管理責任者は、代替支援としてのサービスを提供していない放課後等デイサービス提供実績記録票に保護者の署名が得られない場合、自ら保護者の署名をした。

エ　上記のアからウについて、事実関係は、当該法人や関係自治体から提供された資料により明らかであり、当該法人の代表者も事実関係を認めている。
　また、関係自治体への返還が必要な障害児通所給付費は、少なくとも約234万円である。

（２）監査等の妨害・忌避について
　本県が法第21条の５の22第１項の規定に基づく監査において、令和５年４月20日及び令和５年７月10日に、本件事案の経緯を知っている当該事業所の児童発達支援管理責任者に調査への対応を求めたが、これに応じなかった。

3　確認した事実の評価及び処分の判断
　上記２（１）については、実際にはサービス提供を行っていないにも関わらず、あたかもサービス提供したかのように架空のサービス提供実績記録表を作成し、障害児通所給付費を受給していることから、児童福祉法第21条の５の24第１項第５号の不正請求に該当する。
　これらについては、不正請求件数も多く、令和４年１月以降、継続的に行われていたことから、違法性が強く、その程度は著しいと判断する。
　また、上記２（２）について、法第21条の５の24第１項第６号によれば、当該指定児童通所サービス事業所の従業者が、法第21条の５の22第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して回答せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときとされており、事実を知っている児童発達支援管理責任者が、調査に応じる対応をとらなかったことから、法の規定による検査を妨害及び忌避したと判断する。
　これらの評価を踏まえ、当該事業所の指定障害児通所支援事業に係る指定を取り消すことが妥当と判断する。

4　経済上の措置
　不正に得た給付費に対する返還額は、今後、支給決定を行った関係自治体が確定する。

5　その他
　指定取消しを行うに当たり、行政手続法第13条第１項の規定に基づき、聴聞を行うことになるが、聴聞については別途通知する。

問合せ先
障害サービス課監査グループ
青木、頼住
電話　045-210-4736
ﾌｧｸｼﾐﾘ　045-201-2051

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市